

「マイナンバー制度」は、連合結成以来、重要課題の1つとして力を入れて取り組んできたもので、2013年5月に法律が制定されました。

社会保障給付を確実にし、また所得再分配機能（税や社会保障を通じて負担能力の高い人から低い人へ所得を再分配させて格差拡大を是正すること）を高めるためにも、必要不可欠な制度です。また災害時における迅速な被災者支援、行政サービスにおける手続きの簡素化などが期待できます。

間もなくスタートする制度について、ここでしっかり見ていきましょう。

マイナンバー制度 ga

連合の要求が実現!

いよいよ いよいよ はじまるよっ!



(監修: 総合政策局)

マイナンバー(個人番号)は 国民1人ひとりが持つ12桁の番号です



赤ちゃんからずっと 一生使うものです。
絶対大切に!

連合として



連合は、「マイナンバー制度」の運用が適正に、スムーズに進むよう、政府・企業に次のような対応を求めていくとともに、さらなる社会保障・税の一体改革を前進させるため、今後も尽力します。

情報漏洩や不正アクセスなどがなく、万全な管理体制を政府に求めます

目的外利用等への罰則強化、番号取り扱いを監視・監督する個人情報保護委員会の設置が法律に盛り込まれていますが、万全な管理体制のもと運用されるよう求めていきます。

企業の迅速な対応を求めます

マイナンバーに対応した就業規則の整備や、個人情報の安全管理など、迅速かつ確かな対応を

心配なこともあるよ!
ブレーキ踏むよっ!

気をつけなきゃいけないことって?

個人情報の流出は絶対NO!

政府や企業は、マイナンバーの流出にブレーキ!
“なりすまし”にはブレーキ!



利用範囲の拡大は慎重に

社会保障・税・災害対策の3分野以外の利用にはブレーキ!

特に戸籍や病歴に関することはとってまわってパーソナルなことだからブレーキ!

民間サービスでの活用にはブレーキ!

つまり 次のステップに拙速に進むのはNO!

導入後の実施状況をしっかり見極めよう!



これからのスケジュール

2015年10月～
マイナンバーが届きます。住民票の住所に通知が届きます。

2016年1月～
運用が開始されます。社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。「個人番号カード」を希望する人は、申請すれば取得できます(無料)。

3大メリット

公平・公正になります

給付金などの不正受給が防止され、本当に困っている人にきめ細かな支援ができるようになります。

効率化されます

手続きが正確で早くなります。

便利になります

面倒な手続きが簡単になります。申請するときの書類の添付が減ります。

